

滋賀県海外市場開拓支援事業補助金

Q & A

【応募要件について】

Q. 補助対象者となる「中小企業者」の定義は何ですか？

A. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者です。

※下表、資本金または従業員の数いずれかを満たすもの。

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

Q. 応募の際、ジェトロ滋賀貿易情報センターへの相談は必須ですか？

A. 必須にはしていませんが、事業計画の策定等をご相談されることをお勧めしております。また、採択後の事業実施にあたっては、ジェトロ滋賀の支援サービスをぜひ積極的にご利用ください。

【補助事業について】

Q. 滋賀県海外市場開拓支援事業補助金および滋賀県海外新商品開発支援事業補助金は、どちらも申請することが出来ますか？

A. いずれかの申請のみ可能です。

Q. 海外市場への売り込み事業は、どのような取組が対象になりますか？

A. 海外展開を見据えた調査・海外展示会出展・海外向け商談会の開催などの取組が対象となります。判断に迷う場合は、応募前にお問い合わせください。

(例)

- ・市場調査先へ出張し、分析やマーケティングを行う。
- ・展示会開催国へ出張し、参加する。
- ・多言語対応の越境ECサイトを構築する。 等

Q. 滋賀県海外市場開拓支援事業補助金で対象経費と明示されているものは、滋賀県海外新商品開発支援事業補助金では対象外になりますか？

A. 事業目的と内容によって判断します。例えばデザイン費に関して、滋賀県海外市場開拓支援事業補助金では、海外に売り込むための商品のカスタマイズは対象外となりますが、海外で市場開拓を実施する目的で、パンフレットなど広告にかかるものは申請可能です。

【補助対象経費について】

Q. 備品購入費・設備導入費・設備投資費は対象になりますか？

A. 本補助金では、備品購入費・設備導入費・設備投資費は対象となりません。

Q. 国内展示会参加に係る経費は対象になりますか？

A. 本補助金では、海外で開催される展示会が対象となるため、国内で開催される展示会へ出展する経費は対象となりません。

【補助金額について】

Q. 500千円よりも少ない金額での応募はできますか？

A. 補助金額の下限額が500千円ですので、応募・交付申請の時点では、補助金額が500千円以上である必要があります。補助率が2分の1であるため、補助対象経費としては1,000千円以上である必要があります。